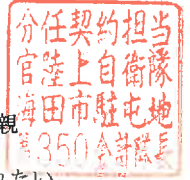


# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QG210700940	5RMC1A00114 0001						
品名 または 件名							
燃料計量機据付							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
海田市駐業				海田市駐業			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
業務隊補給科 荒木1曹2939				令和8年2月27日(金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊事務室  
中部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和7年10月31日(金)10時00分 第350会計隊 契約班

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名：燃料計量機据付  
 (2) 規格：仕様書のとおり  
 (3) 数量：1 S T  
 (4) 納地：陸上自衛隊海田市駐屯地  
 (5) 納期：令和8年2月27日

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
 (3) 令和7・8・9年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上の資格を有し、かつ、競争参加地域が「中国」を含む者。  
 (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。  
 (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。  
 (6) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。  
 (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）  
 (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。  
 (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
 (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 契約班窓口において配布します。  
 令和7年10月17日（金）～令和7年10月30日（木）（土曜日祝日を除く09時00分～16時00分）

## 4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項  
 役務請負契約条項  
 (2) 特約条項  
 ア 談合等の不正防止に関する特約条項  
 イ 暴力団排除に関する特約条項

## 5 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 実施しない。  
 (2) 入札  
 ア 場所 : 陸上自衛隊海田市駐屯地 入札室（1号庁舎1階）  
 イ 日時 : 令和7年10月31日（金）10時00分から

## 6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除  
 (2) 契約保証金 : 免除  
 (3) 違約金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収します。

## 7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載してください。

## 8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合、当該入札者が提出した入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 民法の規定により無効とされる入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札、また入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (6) 入札書に記載した金額が訂正された入札及び入札書の数値が不鮮明な入札
- (7) 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札
- (8) 二人以上の入札者の代理をした者の入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 電報・FAX・電話その他の方法による入札

## 9 契約書の作成

契約金額が100万円以上の場合、請書の提出をお願いします。

契約金額が250万円以上の場合、官側の示す契約条項により契約書を作成します。

契約書記載事項の細部については、落札決定後落札者に説明します。

## 10 落札の決定方式

## 総品目総額

予定価格の範囲内で最低の価格をもって応札をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

## 11 その他

- (1) 郵便による入札については、令和7年10月30日（木）17時00分必着分までを有効とします。  
なお、事前に郵便入札の申し出を第350会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に係る無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 入札に参加する者は、令和7年10月29日（水）までに「資格決定通知書（写）」を提出してください。（FAX可）
- (3) 応札する品目の規格については、品目等内訳書の規格欄に定めるもの、または同等以上のもの（他社製品含む）とします。
- (4) 同等品で入札を行おうとする場合は、令和7年10月29日（水）12時までに「同等品承認申請書」を会計隊に提出してください。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市場価格調査表は、令和7年10月29日（水）12時までに提出していただきますようご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1  
陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班 担当：桐山（きりやま）  
TEL082-822-3101（内線：2342）  
FAX082-823-4226（直通）

本公告は、陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊掲示板及び  
陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示しています。

調達要求番号: 5RMC1A00114

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
燃料計量機“据付”		MQ-Z101024C	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作成	平成31年 2月27日
		変更	令和 6年10月23日
		作成部隊等名	関西補給処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する燃料計量機の据付設置の役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
HQ-B107001	燃料計量機, 地下タンク用ノンスペース型
HQ-B107002	燃料計量機, 地下タンク用
HQ-B107004	燃料計量機, 可搬式, 電動

#### b) 法令

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この役務に関する要求事項は、既存の燃料計量機を撤去し、新品の燃料計量機を設置する。また、設置後、燃料計量機の使用に必要な検査及び申請等を行う。

### 2.2 据付実施場所・据付器材

据付実施場所及び据付器材は、調達要領指定書によって指定するほか、細部の据付場所は、各駐屯地業務隊等の指定する場所とする。また、据付器材のカタログ製品名は、調達要領指定書によって指定する。

### 2.3 役務内容

#### 2.3.1 据付完了期限

据付完了期限は、調達要領指定書によって指定する。

#### 2.3.2 撤去及び据付要領

撤去及び据付に関する工事・調整及び検査等については、契約の相手方の責任において実施する。

### 2.3.3 撤去器材の処置

撤去した器材については、官側において処分を実施する。

### 2.3.4 使用資材

撤去、据付及び検査等に必要な資材等は、契約の相手方が準備する。

### 2.3.5 外観

据付後の外観は、有害なきず、割れ、その他の欠陥がなく、各部の仕上がりは、良好でなければならない。

### 2.3.6 関係機関への申請等

消防法に基づく申請等については、官側と調整し、契約の相手方が申請等を行う。

## 3 品質保証

### 3.1 校正

据付完了後、燃料計量機の精度を確認するため、官側立会のうえ、校正を実施する。

### 3.2 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約の相手方は、特に調達要領指定書で指定する場合を除き、表1に示す書類を据付実施各駐屯地業務隊等に提出する。

表1－提出書類

	提出書類	部数	提出時期	備考
1	工程表	2	据付工事実施前	様式随時
2	機能点検成績書	2	機能点検後速やかに	様式随時
3	作業記録（役務完了調書）	2	役務完了後、速やかに	契約担当官等の定める書式
4	役務写真	1	役務完了後、速やかに	1 様式随時 2 撮影場所等は、監督官等の指示による。

### 4.2 保全

保全は、次による。

- a) 据付実施駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地の所定の手続きを行う。
- b) 各駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地の関係者の指示を厳守して行う。また、作業地域以外への立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

#### 4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対して注意を喚起する。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

#### 4.4 その他

その他は、次による。

- a) この役務履行で発生したこん包材及び産業廃棄物は、契約の相手方が処分する。
- b) この役務に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して履行する。また、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- c) この役務終了時には、整理・整頓を確実に行うとともに、仮設物等の撤去を役務期間内に完了する。
- d) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地管理者との調整によって所要の手続きをとる。

#### 4.5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。また、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受ける。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	5RMC1A00114
	調達要求年月日	令和7年10月10日
	作成部課	海田市駐屯地業務隊 補給科
	作成年月日	令和7年10月10日
品名	燃料計量機“据付”	
仕様書番号	MQ-Z101024C	

指定事項：

2.2 据付実施場所・据付器材

- a) 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田市駐屯地）
- b) 据付実施場所については、海田市駐屯地 給油所

表1 - 据付器材（官品支給）

項目	品名・規格	単位	数量	備考
1	燃料計量機・地下タンク用 ノンスペース型（高速型）	台	1	

※官品支給品の据付けを実施



燃料計量機（海田市駐屯地 給油所 更新機材）

2.3.1 据付完了期間

- a) 期間については、締結日～令和8年2月27日（内1日予定）

4.4 その他の必要事項

- a) 燃料計量機の据付に必要な部品及び副資材については、取付施工費に含む。
- b) 取付作業の実施にあたっては、午前8時15分から午後5時までとする。
- c) 駐屯地等への立入りに際しては、当該駐屯地等所定の立ち入り手続を行うものとする。
- d) 調整先： 海田市駐屯地業務隊 補給科 燃料係 荒木1曹 内線2939  
海田市駐屯地業務隊 補給科 調達係 安部2曹 内線2973



